

Title	大西猪之介著 帝国主義論
Sub Title	
Author	林, 毅陸
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.5 (1910. 11) ,p.605(105)- 606(106)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新著紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101100-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ため、主として關係外交家の備忘録又は英國外交書の類に依頼するの外なかりしが、今や佛國政府は其祕庫を開きて一切の消息を明にせんとす。實に是れ學界の大福音なり。而して此文書發表を爲すに當り、一八六三年十二月二十五日を以て始と爲したるは、最も宜しきを得たり。蓋シユレスウイグ、ホルスタイン事件と普墺戦争と普佛戦争と此等三事件は密接に相關聯し、セダンの遠因は實に二州事件に於ける普魯西外交の勝利に在り。而して此二州事件は正に一八六三年十二月二十五日の前後に於て危機の破裂を來せしなり。拙者歐洲近世外交史下卷二百二頁及二百三頁に左の記事あり。

十二月七日(一八六三年)墺普の説に基て愈干渉實行を爲すに決し、之を委任されたる四國は同十五日此決議を丁抹に通知してホルスタイン及ラウエンブルグの撤兵を求め、二十四日サグゼン及ハンノヴェルの兵は難なく之を占領せり。同時にアウグステンブルグ公はキールに赴きて國民政府を組織し聯邦官吏は唯之を監督するに止めたり。丁抹は憤慨に堪へずと雖も抵抗の力なく唯抗議書を發して獨逸人の横暴を天下に訴ふるのみ。

今や普魯西の大活動の機會は漸く來りたり。曩にアウグステンブルグ老公をして要求を放棄せしむるに盡力したるビスマルク其人は却て丁抹新王の權利を無視して其領土の分割を企てんとす。非道殘酷と騙詐譎辯とに満てる大悲劇は之より將に演出せられんとす。然れどもビスマルクの前には多大の困難横はり其進路は幾多の曲折を経るを要したり。從て其變化展開の跡は之を究むるに甚だ困難なり。然も是れ外交史上最も重要にして且最も興味に富む部分なるが故に吾人は忍んで之を研究を試みざる可らず。

而して本書は前記十二月二十四日ホルスタイン占領の翌日より始まれるなり。外交界漸く紛糾を極めんとする其時より始まれるなり。吾人豈渴に水を得たるの感なきを得んや。實際に於て本書收むる所の長短二百三十五篇の公文及電報類は皆至貴の資料にして、各篇讀み來れば當時の消息歴々掌を指すが如きものなきに非ず。僅に十二月二十五日より翌年二月二十一日に至る六十八日分にて既に三百八十頁の一書冊を爲せるを見るも、亦以て細大網羅されあるの狀を推想するを得べし。想ふに今後發表の進捗するに従ふて益々大光明を當時

の外交史に與ふるならん。本書編纂委員は此第一卷發表を外相ピシヨンに報告するに當り、書末に附記して曰く、佛國外務省が祕庫を開きたるの實例は恐らく他國政府をして其祕庫を開き眞理に就て毫も恐怖する所なきを示すに至らしむるを得んと與特に獨の政府にして果して當時の外交文書を發表せんには、愈茲に完全なる闡明を得る次第なるも、此は今暫く望まざるべきか。(林毅陸)

大西猪之介著

帝國主義論 (寶文館發行)

本書は津村教授編纂國民經濟叢書の第一冊として發行せられたる者なり。帝國主義は近時世界列國に於ける大思潮にして、其の政治外交に大關係あるは勿論なるも、根本の性質は主として經濟的なり。今日の帝國主義は往時の武的帝國主義とは固より大に異なる。されば之に關する研究が國民經濟叢書の第一冊として現れたるは全然至當にして又著者大西君が主として經濟的方面より論述せるは洵に宜しきを得たり。而して其内容は先づ帝國

主義發生の原因より筆を起し、以下佛英露獨諸國の帝國主義を論じ、就中、英國の部に於て最も詳細なり。全篇五百四十二頁中英國の部が二百八十八頁を占むるを見るも、著者が如何に此に重きを置きしやを知るに足らん。英國には目下チエムバレン一派の新帝國主義盛んに唱道されつゝある折柄なれば、著者が之に特別の注意を拂ひしも無理なりとせず。但し獨逸の帝國主義は當今最も注目すべき者にして、英の帝國主義論の如きも實は其の對抗策として起れるに外ならざるが故に、今少し獨逸の部に力を注ぎたらんには、一層完璧たるを得んか。又著者論評の態度が時として第三者的地位より脱出し、自身に或政策を主張辯護するやの風を帯ぶることあるは、予竊に之を惜まざるを得ず。然れども著者が多くの書籍及雜誌類を涉獵し忠實なる研究に苦心を重ねたるの跡歴々たるは甚だ多とすべく、又此書が列強帝國主義の現況に就き有益なる知識を與ふるに於て大なる價值を有するは、予の敢て明言し得る所なり。定價一圓五

十幾、當世に志ある者は一本を備えて可なり。
(林毅陸)

大場 茂 馬著

刑法各論(上、下二冊)

本書は先きに刑事政策根本問題、刑事政策大綱等を著して正統刑法學派の爲めに大に氣焔を吐いたドクトル大場茂馬氏が從來比較的參考書に乏しかつた刑法各論について詳細なる解説をなしたものである此書の特徴とする所は犯罪の分類に付て全く法典の順序によらず之を(一)個人の法益に對する罪(二)社會の法益に對する罪(三)國家の法益に對する罪に大別し更に(一)を生命に對する罪、身體に對する罪、自由に對する罪、名譽に對する罪、財産に對する罪とし(二)を社會の公安に對する罪、公共に危険なる罪、交通取引に於ける誠實及び信用に對する罪、社會の風俗に對する罪とし(三)を國家の存立に對する罪、國文に對する罪、瀆職の罪、國權に對する罪、立法及行政に對する罪となすが如き著者獨特の分類をなしたると每節

傍註を附して内外の判例及學說を引用し就中我國學者の説を掲ぐることに最も多いことによる。

傍註の丁寧詳細なるため本書を精讀せば同時に數冊の刑法書を縮いたと同様の效がある又本書の犯罪分類が學理上果して適確のものであるや否やは別問題としてとにかく著者の刑法各論を學ぶもの爲に秩序的に理論し易からしめんとの考案は其の目的を達してゐる。

議論に於ては快刀亂麻を斷つ底のものに乏しい様ではあるが總じて穩健で説明の丁寧親切なことは全卷に表はれてゐる要するに本書の如きは各論を學ぶもの爲めに好個の參考書たるを失はない。
(西村富三郎)

三田學會記事

第十九回政治學會大會

同會は十月廿九日大學卅二番講堂に於て開催せられ林毅陸(一時)登壇して開會の辭を述べ更に辯士の到るまで義勇兵として暫く清聽を汚す可しとて獨逸の國際的地位に論及する所あり。

次に山路愛山氏(一時四十分)登壇教育家の無病呻吟なる題下に現代青年の爲め萬丈の氣焔を吐く

井上角五郎氏(二時)は福澤先生と朝鮮事件と題し先生が文學の勢力移住の必要を著眼せられしことより朝鮮問題に對する先生の態度に敘及し故先生の眼前に彷彿するを覺えしめたり。

本多精一氏(三時)は日本財政の根本思想と題し我國の政治家が財政を財政として見るの偏僻あること並に財政の力を以て國民經濟を支配せんとする謬見を抱けることの二點を指摘し論難し寸鐵殺人的の警句を連發し聞く者をして之が送迎に追なからしめたり。

萩原守一氏(四時)は清國の進歩と吾人の覺悟なる演題の下に極めて有益なる演説あり、我國にして將來清國に優越なる地位を獲得せんとせば之を單に政治上の問題と見做さずして國民自ら先づ充分實力の扶植、經濟的勢力の確立に力めざる可からずと論結せられたり。

板垣伯は(四時四十分)先づ冒頭に二個の心得なるものを示さる、一に曰く「眞理は終局の勝利」二に曰く「冷熱の作用」三に曰く「勇怯の作用」是なりとて之を説明し本論に入りて新日本建設時代の活歴史を語り最後に將來の希望なりとて德育並に生活上社會上の改良の切なることを述べられたり、斯くて散會したるは正六時非常の盛會なりき(七時)

三田史學講演大會

同會は十月二十二日午後一時より慶應義塾大學第三十二番講堂に於て講演大會を開催し教授田中萃一氏の開會之辭に次ぎ教授幸

田成友氏は「大阪陣に就て」と題し豊公晩年の憂慮より説起し當時に於ける大阪方の情勢、秀頼及び淀君の性格、慶長十六年に於ける二條城の會見、方廣寺鐘銘事件、片桐且元の隱退等に就て詳述し更に冬之陣の敗因、戦況、熾和頭末等を述べて降壇せられ次に教授山路愛山氏は「近世史之虚談」と題し近世史とは時代に近き歴史の謂にしてそは多く虚談なりされば次期時代になれる前代の歴史は多く信ずるに足らずとの前提より其例證として源平盛衰記に現はれたる清盛、徳川時代になれる史の上の石田三成の如きは共に其肯綮を得たるものに非ずと述べ維新史を引きて一々其例を挙げ要するに近世史なるものは文書に依らずして多く古老の言によりて編みたるものなれば虚談たるを免れず是れ個人の記憶心象なるものは目撃せる事實と大に相違する所のものなるに依ればなりと論じ所詮信憑すべき史實の編纂は時代を遡観せる眞正の史家に俟つの外なしと結ばれたり次に早大講師高桑陶吉氏は「足利時代に渡來したるアラビヤ人に就て」と題し先づアラビヤ人種東來の顛末より説起しアラブザイド(Arab)の旅行記(八百七十八年)マスデイ(Masudi)の世界地誌(九百四十年)等によりて之を詳述し足利以前に於てはアラビヤ人は支那、朝鮮に來りしと雖も本邦に渡來したるの形跡なしされど足利時代となり大乘院の雜事記中に見ゆる楠葉西忍なる者の父は諸種の點より見てアラビヤ人ならんと推論し更にイブン、バスタの旅行記(千三百四十七年)を挙げ當時本邦商業貿易の盛大なりしは或は海外貿易に熱中せしアラビヤ人の血液を受けし者其他にも尙存在せしには非ざるなきかと結ばれた